

船舶事故調査報告書

平成26年7月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

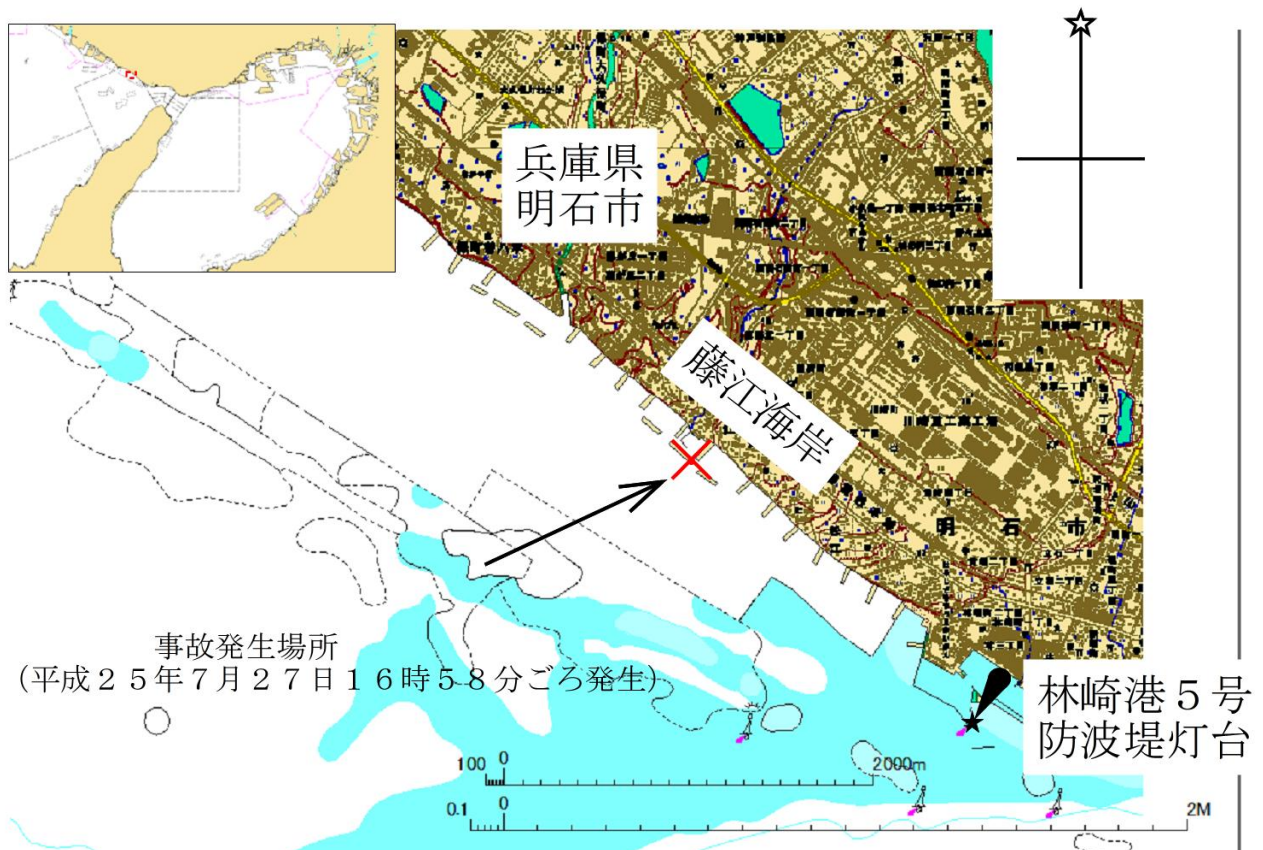
委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 庄 司 邦 昭
 委 員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚（離岸堤）
発生日時	平成25年7月27日（土） 16時58分ごろ
発生場所	兵庫県明石市藤江海岸南西方沖 明石市所在の林崎港5号防波堤灯台から真方位314° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 39.4′ 東経134° 57.0′）
事故調査の経過	平成25年10月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ラムちゃん、5トン未満 260-37289兵庫、個人所有 2.64m (Lr) × 1.08m × 0.40m、FRP ガソリン機関、88.26kW、平成9年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年8月8日 免許証交付日 平成24年11月21日 （平成30年5月20日まで有効） 操縦者 男性 16歳 操縦免許 なし 同乗者 女性
死傷者等	軽傷 3人（船長、操縦者及び同乗者）
損傷	船底部に擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、操縦者を後部座席に同乗させ、遊走を始め、約10分間遊走した後、浜辺に戻り、同乗者1人を最後部に乗せ、遊走を始めたものの、バランスを崩して転覆した。 船長は、態勢を立て直し、同乗者を前部座席に、操縦者を後部座席にそれぞれ腰を掛けさせ、自らが最後部に腰を掛けてハンドレールを持ち、操縦者に操縦を行わせて遊走を再開した。 操縦者は、平成25年7月27日16時56分ごろ、発進した後、スロットルレバーを約8割まで握り、約30km/hの速力（対地速力、以下同じ。）で左旋回、右旋回等を行いながら、藤江海岸南方沖の離

	<p>岸堤（以下「第1離岸堤」という。）の北側を北西進した。</p> <p>操縦者は、第1離岸堤と第1離岸堤北西隣の離岸堤（以下「第2離岸堤」という。）との間にある幅約30mの水路（以下「本件水路」という。）を南西方に通過して浜辺に戻ろうとし、ハンドルを左に切ったが、曲がりきれず、第2離岸堤が目前に迫ったので、通過できないと思い、スロットルレバーから手を離し、機関を中立として北西進中、本船は、16時58分ごろ約10km/hの速力で第2離岸堤南東端に乗り揚げた。</p> <p>船長は、同行者がいる右舷船尾方の浜辺を見ていたところ、顔を前方に向き直した際、第2離岸堤が目前に迫っていることに気づき、右手をハンドルに伸ばそうとしたが、どうすることもできず、乗揚と同時に左舷船首方に投げ出された。</p> <p>操縦者は、同乗者と共に船首方に投げ出されたが、泳いで陸岸に戻り、同行者に事故の発生を知らせて助けを求めた。</p> <p>船長は、操縦者及び同乗者を自家用車に乗せて病院に向かい、船長が左膝打撲等、操縦者が頭部打撲等及び同乗者が頸椎捻挫等と診断され、手当てを受けた。</p> <p>（付図1 乗揚場所付近略図、付図2 本船の推定航行経路図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 2、視界 良好、気温 約28.1℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ低潮時、海水温度 約28℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、友人、知人等の計約20人と共にバーベキューを楽しんだり、知人の親族が所有する本船で遊走したりするため、藤江海岸に幾度も来ていた。</p> <p>操縦者は、これまでに5～6回、水上オートバイをごく短時間操縦した経験しかなく、操縦には不慣れであり、本件水路を通過するのは初めてであった。</p> <p>船長は、操縦者が操縦免許を持っておらず、操縦経験が余りないことを知っていたが、これまでも幾度か操縦させたことがあったので、自分が最後部に搭乗して見ていれば、大丈夫と思い、操縦者に操縦を行わせることにした。</p> <p>操縦者は、船長から操縦してみないかと誘われ、操縦させてもらえることを喜び、また、船長が同乗してくれるので、安心していった。</p> <p>船長、操縦者及び同乗者は、いずれも水着姿でTシャツ等を着用しており、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p>

<p>判明した事項の解析</p>	<p>本船は、藤江海岸南西方沖を北西進中、操縦者が、本件水路を通過しようとした際、ハンドルを左に切ったが、曲がりきれなかったことから、第2離岸堤に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>操縦者は、水上オートバイの操縦が不慣れであるとともに、本件水路を通過することが初めてであり、ハンドル操作の時機等が適切でなかったことから、曲がりきれなかった可能性があると考えられる。</p> <p>操縦者は、特殊小型船舶操縦士の免許証を受有しておらず、小型船舶操縦者として本船に乗船してはならなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、藤江海岸南西方沖を北西進中、操縦者が、本件水路を通過しようとした際、ハンドルを左に切ったが、曲がりきれなかったため、第2離岸堤に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦免許を有する者は、自らが同乗していても、免許証を受有していない者に操縦させないこと。

付図1 乗揚場所付近略図



付図2 本船の推定航行経路図

